

## 志津川淡水漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、うなぎ、やまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で 組合が定めて公表する期間内
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託するマルカノー釣具志津川店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
八幡川河口基点から 上流1,000mまでの区域	9月15日から10月15日までの 期間内で組合が定める公示の日

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
い わ な や ま め	15センチメートル
う な ぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	釣 り	1年 2,000円
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ い わ な う な ぎ や ま め	釣 り	1日 500円 1年 3,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、右欄に掲げるとおりとする。

年 齢	遊 漁 料
中学生以下の子供	1日 100円
	1年 500円

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。

- (1) マルカノー釣具志津川店
- (2) その他組合が指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 住所・氏名
- (2) 河 川 名
- (3) 対 象 魚 種
- (4) 遊 漁 料
- (5) 漁 法
- (6) 承 認 期 間

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにて行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 委託期間
- (3) 発行月日
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、行政庁の認可を受けた日から施行する。

## 志津川淡水漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ、おいかわ、かじか及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日までの期間内で 組合が定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日まで
おいかわ うなぎ かじか	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託するマルカノー釣具志津川店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
水尻川河口基点から 上流500mまでの区域	9月15日から10月15日までの 期間内で組合が定める公示の日

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ おいかわ かじか	10センチメートル
やまめ	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	釣 り	1年 2,000円
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ おいかわ かじか うなぎ やまめ	釣 り	1日 500円 1年 3,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、右欄に掲げるとおりとする。

年 齢	遊 漁 料
中学生以下の子供	1日 100円
	1年 500円

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。

- (1) マルカノー釣具志津川店
- (2) その他組合が指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 住所・氏名
- (2) 河 川 名
- (3) 対 象 魚 種
- (4) 遊 漁 料
- (5) 漁 法
- (6) 承 認 期 間

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにて行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等

のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 委託期間
- (3) 発行月日
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、行政庁の認可を受けた日から施行する。